

保発0117第11号  
医政発0117第2号  
令和6年1月17日

各都道府県知事  
各指定都市市長  
地方厚生（支）局長  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長  
社会保険診療報酬支払基金理事長  
全国健康保険協会理事長  
健康保険組合理事長

殿

厚生労働省保険局長  
厚生労働省医政局長  
（公印省略）

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の公布について（通知）

今般、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第8号。以下「改正令」という。）及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和6年厚生労働省令第4号。以下「改正省令」という。）が本日公布されたところです。

改正令及び改正省令の内容は下記のとおりですので、御了知いただきますよう、よろしく願いいたします。

## 記

### 第1 改正令の概要

- 1 改正法により、出産育児一時金等の支給に要する費用の一部に充てるため、保険者に対し出産育児交付金を交付することとされたことに伴い、出産育

- 児交付金の額の充当方法等について定めること。
- 2 健康保険組合連合会の行う高額医療給付の財政影響を緩和するための交付金事業に対する財政支援の導入に係る規定を設けること。
  - 3 改正法により、保険者に対して交付される出産育児交付金に充てるため、後期高齢者医療広域連合が出産育児支援金を納付することとされたことに伴い、後期高齢者の保険料の賦課額に出産育児支援金の納付に要する費用の額を追加すること。
  - 4 負担能力に応じた負担とする観点から、後期高齢者医療の保険料の賦課限度額の引き上げや、低中所得者の負担軽減のため、令和6・7年度の後期高齢者医療の保険料に係る激変緩和措置を定めること。
  - 5 改正法により、前期高齢者の給付費の調整において報酬調整を導入することとされたことに伴い、各保険者の標準報酬総額の補正に係る規定を整備すること。
  - 6 改正法により、令和6年度から退職者医療制度が廃止されることに伴い、療養給付費等交付金及び療養給付費等拠出金の精算業務について必要な技術的読替え等を定めること。
  - 7 その他所要の改正を行うこと。

## 第2 改正省令の概要

- 1 改正法により、出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給に要する費用の一部については、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）が保険者に対して交付する出産育児交付金をもって充てることとされたことに伴い、出産育児交付調整金額の算定方法を定めること。
- 2 改正法により、令和6年度及び令和7年度における都道府県又は国民健康保険組合に係る出産育児一時金の支給に要した費用の額の特例を厚生労働省令で定めることとされたことから、確定出産育児交付金に係る補助率等を定めること。
- 3 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）により、厚生労働大臣が都道府県及び市町村以外の者に対し医療保険等関連情報の提供を求めることができることとされたこと等に伴い、医療保険等関連情報の提供者として事業者等を位置付けること。
- 4 改正法により、前期高齢者納付金の算定において直近3年の平均給付費を用いることとされたことに伴い、一人平均調整対象給付費額の平均額の算定方法を定めること。
- 5 改正法により、後期高齢者医療広域連合は出産育児支援金を、保険者は出産育児関係事務費拠出金を納付する義務を負うこととされたことに伴い、当

該出産育児支援金又は当該出産育児関係事務費拠出金の算定に当たって必要な情報を支払基金へ通知することとする。

- 6 改正法により、病院、診療所、又は助産所（以下「病院等」という。）の管理者が、医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報として都道府県知事に報告した内容について、都道府県知事は厚生労働大臣に報告することとされたことに伴い、電磁的方法を利用する等報告方法について規定すること。
- 7 改正法により、地域医療連携推進法人に、個人立の医療機関及び介護事業所等が参加できることとされたことに伴い、個人立が参加できる地域医療連携推進法人について、外部監査の対象となる基準を定めること。
- 8 その他所要の改正を行うこと。

### 第3 施行期日

- 1 改正令及び改正省令は、令和6年4月1日から施行するものとする。ただし、改正省令の2及び8の一部は公布の日（令和6年1月17日）に施行するものとする。